

## 請求省令による免除届出書の記載について

### 1. 附則第二条関係

現行の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年度厚生省令第20号）においては、支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等については、当分の間、書面による請求を行おうとする場合には、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行うものとし、届出を行わない場合には、平成30年度以降は伝送又は電子媒体による請求に移行するものであること。

⇒「請求省令附則第二条による免除届出書」に必要事項を記載し、随時本会に提出してください。

### 2. 附則第三条第二項又は第三項関係

常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの。

ただし、当該事業所において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届け出るものとし、当該届出の日の属する月の翌々月以降は伝送又は電子媒体による請求に移行することとする。

⇒「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書」に必要事項を記載し、本会に提出してください。

### 3. 附則第四条関係

次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの。

- ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求にかぎる）
- ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
- ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る）

- ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
- ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）
- ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあつては、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

⇒「請求省令附則第四条による免除届出書」に必要事項を記載し、届出の内容を確認できる資料を添付の上、本会に提出してください。